

## 箕面市国民健康保険条例の一部改正について

市民部 国民健康保険室

- ◆ 大阪府国保広域化の激変緩和期間が令和5年度末で終了し、令和6年度から保険料が府内市町村で完全統一されることに伴い、本市の独自制度である障害者減免の廃止など関係規定を整備するため、箕面市国民健康保険条例を改正します。

### 1 改正の内容等

#### ①主な改正内容

- ・広域化により市独自の減免は実施できないため、本市の独自制度である障害者減免を廃止する。
- ・保険料算出にあたり1円未満の端数計算について府の定める扱いに統一する。

#### ②施行期日：令和6年4月1日

### 2 障害者減免制度廃止による影響について

#### (1)障害者減免制度の現状

- ・令和5年度の減免対象世帯 約 1,400 世帯
- ・障害者手帳等の等級と世帯の所得の状況により、世帯の保険料を最大40%から最小4%までの34段階で減免
- ・減免合計額の令和5年度見込みは 39,092 千円で、全額を一般会計から繰入れ

#### (2)経過措置について

- ・障害者世帯の保険料の負担増による生活への影響を軽減するため、令和5年度に減免を受けていた世帯を対象に、3年間の時限的な給付を実施する予定  
(令和6年度当初予算に計上予定)